

第2期玉城町成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

三重県玉城町

目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり・・・・・・ 2

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進と評価

第2章 成年後見制度を必要とする方を取り巻く状況・・・・・・ 4

- 1 玉城町の制度利用が見込まれる高齢者の状況
- 2 玉城町の制度利用が見込まれる障がい者の状況
- 3 玉城町の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

第3章 第1期計画の評価と今後の玉城町の取り組み・・・・・・ 7

- 1 第1期玉城町成年後見制度利用促進基本計画の成果と今後の課題
- 2 基本理念
- 3 施策の体系（計画の基本方針とその取り組み）

第4章 施策の推進と具体的な取り組み・・・・・・ 9

基本方針1 権利擁護支援に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

基本方針2 必要な人が制度につながり、総合的な権利擁護支援が充実する仕組みづくり

基本方針3 担い手支援を通じて、安心して制度が利用される地域支援づくり

- ・中核機関の運営体制
- ・地域連携ネットワークの構築
- ・権利擁護支援および成年後見制度等活用についてのフローチャート

資料編・・・・・・ 15

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり

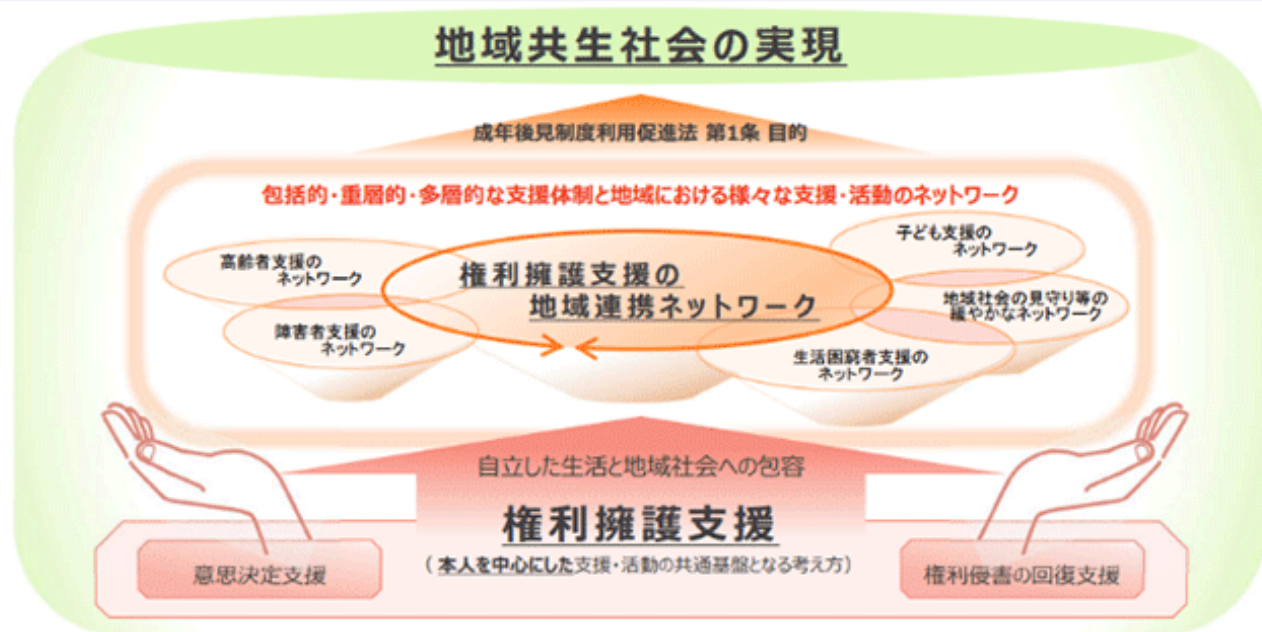
1 計画策定の背景

近年、我が国の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められています。

成年後見制度とは、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）がその判断能力を補うことによって、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。しかしながら、制度利用者はまだ少ない状況にあります。

国は、判断能力が不十分な方を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況に鑑み、平成28年（2016年）4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を公布し、平成29年（2017年）3月に、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。更なる利用促進を目指し、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定。以下「第二期国基本計画」という。）を策定しました。第二期国基本計画において、中核機関及び協議会の運営、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組、担い手の育成・活用支援等が市町村の役割とされています。

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進（イメージ図）



（出典）第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要より

2 計画の目的

玉城町成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」といいます。）は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な状態となり、その方らしい生活を送るための意思決定のプロセスに支援が必要となった際に、早期かつ身近に成年後見制度の活用など、権利擁護に関する相談や支援が受けられる体制づくりを計画的に進めていくことを目的とします。権利擁護支援における現状と課題に対する具体的な施策や取組を整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「第2期玉城町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

（1）法律との関係

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、玉城町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

（2）本計画と他の計画との関係

本計画は、高齢者及び障がい者の福祉に関して、共通して取り組む事項として一体的に取り組むため、「第6次玉城町総合計画」「玉城町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」「玉城町障がい者基本計画」など、高齢者福祉や障がい者福祉の分野の権利擁護の推進に関する計画と整合を図ります。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		中間見直し		
				

5 計画の推進と評価

玉城町権利擁護推進委員会（成年後見制度利用促進基本計画策定委員会）が計画の進捗状況の確認・評価を行う役割を担います。

第2章 成年後見制度を必要とする方を取り巻く状況

1 玉城町の制度利用が見込まれる高齢者の状況

玉城町の人口は平成26年（2014年）から減少傾向がみられ、令和6年度（2024年度）末には14,959人となっています。人口を4区分でみますと、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少している一方、高齢人口（65歳以上）は増加しています。中でも特に後期高齢者人口（75歳以上）は増加しています。また加齢により認知機能が低下した方の数は、介護保険認定申請者の中で半数近くを占めています。地域包括支援センターへの認知症に関する相談件数も増加しており、高齢者の地域での暮らしに重要な対策の一つとして、認知症の方やその家族を支える体制づくりの推進や支援の充実が求められています。また高齢化の進行と並行して、高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯が増加しています。これは世帯内に支援者を求めるのが難しい人が多くなっていることが推測されます。

◇認知症高齢者の人数（玉城町認定審査会の審査件数）

		R4年度	R5年度	R6年度
認知症 高齢者数	① 介護保険認定申請者総数	480人	456人	443人
	② 「認知症日常生活自立度」 Ⅱ以上の人数 ※1	257人	246人	217人
	②／①×100	53.5%	53.9%	48.9%

※1 「認知症日常生活自立度」とは、介護保険の要介護認定時に用いられる指標で、自立→Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴの順に重度となります。Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態を言います。

2 玉城町の制度利用が見込まれる障がい者の状況

令和6年度（2024年度）末の療育手帳所持者は167人、精神障害者保健福祉手帳所持者は121人となっており、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

障がい福祉分野では、いわゆる親亡き後の問題として、障がいのある子を持つ親が、子の面倒を見ることができなくなった場合に、引き続き、安心して生活をしていくことができるかが大きな課題です。障がいのある方が、地域で安心して生活できるように、成年後見制度を含めた権利擁護支援体制の充実に取り組む必要があります。

◇療育手帳所持者数の推移 ※2

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A(1・2)	59	60	61	65	62
B(1・2)	79	82	83	96	105
合計	138	142	144	161	167

※2 療育手帳の程度 A1：最重度 A2：重度 B1：中度 B2：軽度

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1級	4	4	5	2	3
2級	42	54	64	57	58
3級	30	31	39	45	60
合計	76	89	108	104	121

3 玉城町の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

成年後見制度の利用者数推移は毎年微増しています。令和3年4月から玉城町保健福祉課地域共生室内に成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置し相談対応に取り組んでいます。成年後見制度および権利擁護支援に関する相談件数は年々増加傾向にあります。

(1) 玉城町の成年後見制度及び任意後見制度の利用者数

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
R2年	20	2	5	0	27
R3年	20	2	4	0	26
R4年	20	2	3	0	25
R5年	22	3	2	0	27
R6年	22	5	2	0	29

※各年7月現在

(2) 権利擁護支援相談件数（制度説明、申立て支援、親族後見人等の相談含む）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数	8	12	15	11	15
申し立て支援	2	4	3	2	3
町長申立て	0	2	0	0	0

相談内容として高齢者分野において、認知症に伴う財産管理や特殊詐欺被害、相続、身寄りが居ない、支援してくれる人が居ないなどが主な内容でした。障がい者分野において、親なき後の不安や日常的な金銭管理の課題などが主な内容でした。

町長申立てに至るケースは少ないものの、本人や家族等に対して申立てにかかる書類作成支援や専門職後見人への橋渡しなどに取り組みました。また親族後見人からの相談について、家庭裁判所への提出書類作成など必要に応じたサポートを行いました。

(3) 成年後見制度利用支援事業（申立費用の助成）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	0	0	0	0	0
障がい者	0	0	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業（後見人等の報酬助成）※3

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	0	0	0	0	0
障がい者	0	2	2	2	1

※3 成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、利用申立てに必要な経費や成年後見人等の報酬などの費用負担が難しく、成年後見制度の利用が困難と町が認めた者に対し、その費用の全部または一部を助成します。

(5) 玉城町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業利用者数

日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分な方がサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる場合に、地域において自立した生活が送れるように町社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用を援助する事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者	13	13	13	13	12
障がい者	1	1	1	1	2

第3章 第1期計画の評価と今後の玉城町の取り組み

1 第1期玉城町成年後見制度利用促進基本計画の成果と今後の課題

《成果》

◎重点取組1 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

令和3年4月から保健福祉課地域共生室内に成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置しました。地域共生室は子ども・子育て室と共に子育て、障がい、高齢、生活困窮等の幅広い方が相談できるワンストップ窓口として機能しています。成年後見制度の周知活動や制度に関する相談対応に取り組みました。

また、相談内容に応じて成年後見制度利用の必要性や成年後見人等の候補者等の検討、生活全般の課題解決に向けたケース検討を、弁護士、司法書士、社会福祉士等で構成する「コアメンバー会議」にて支援の方向性を定めることが出来ました。

◎重点取組2 地域連携ネットワークの構築

法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、社会福祉協議会、地域共生室にて構成した「権利擁護推進委員会」を中心に情報や知識を提供・共有し連携するネットワーク構築に取り組みました。金融機関窓口との連携を図り、権利侵害の早期発見など相談支援に繋げる等の成果が見られました。また、権利擁護支援を必要とする対象者の一番身近にいる支援者（介護支援専門員・相談支援専門員）への「権利擁護支援にかかるアンケート調査」の実施をはじめ、民生委員児童委員、認知症サポーターなど周囲の支援者がアンテナを張れる環境づくりに取り組みました。

重点取組に加えて、町民に対する普及啓発として、町民向け講演会の実施や「広報たまき」での啓発記事掲載等に取り組みました。成年後見制度利用支援事業（町長申立て支援、申立費用や後見人等への報酬の助成制度）を実施し、経済的課題等で制度の利用ができずに支援を受けられないという事態の予防に努めました。

《今後の課題》

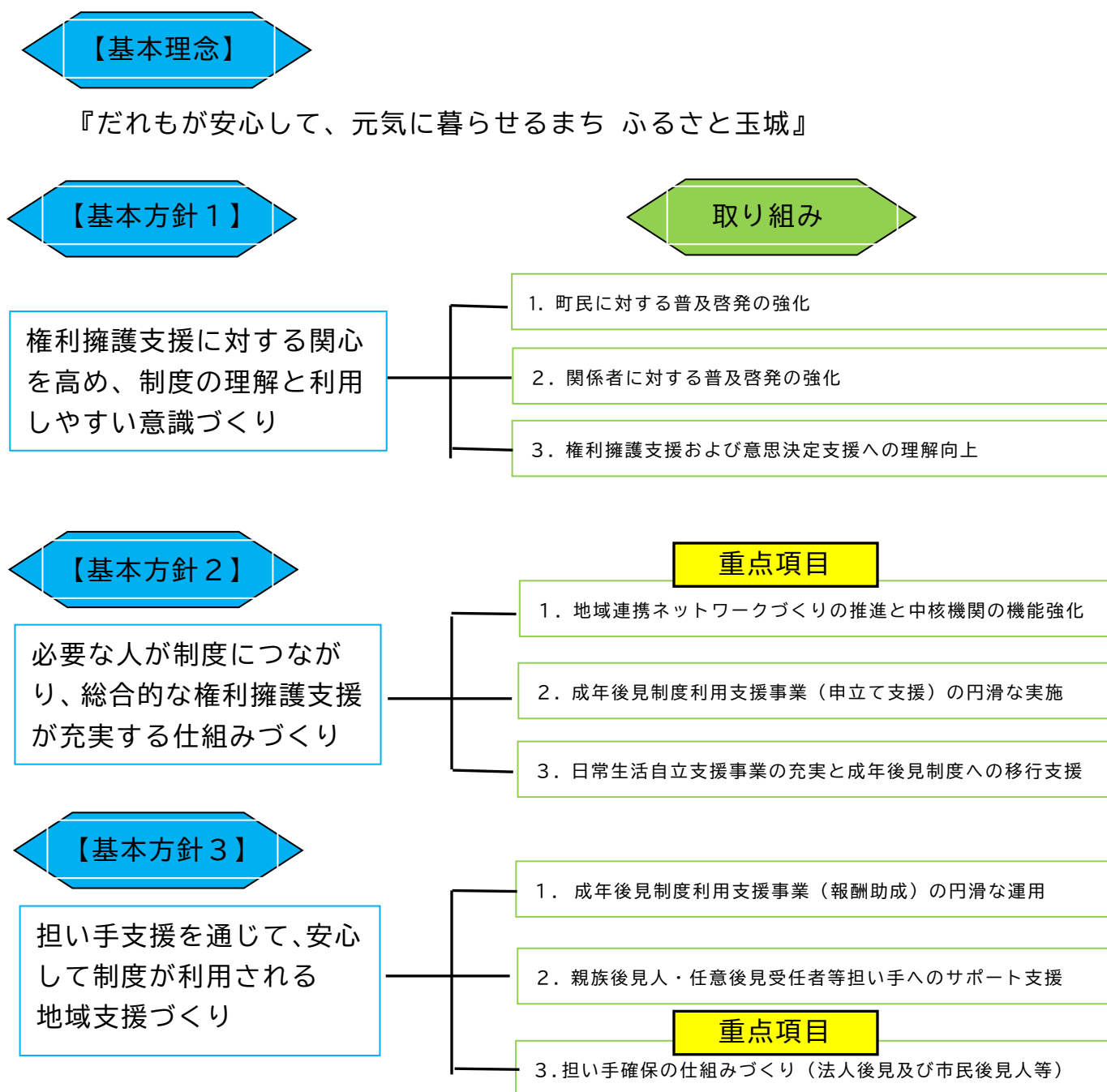
中核機関（地域共生室・コアメンバー会議）を中心として、権利擁護支援を必要とする方が必要な時に相談できる支援体制構築をさらに進めていく必要があります。

町内における権利擁護支援が見込まれる潜在的なニーズは今後も増加傾向にあり、担い手の確保および支える仕組みづくりが求められます。しかしながら、対応策のひとつである市民後見人について養成および実働が全国的に伸びていない現状があります。三重県内においても玉城町を含めた小規模自治体において養成等が進んでおりません。そのような状況を踏まえ三重県が主体となり、広域で養成研修を実施する等の検討がおこなわれています。玉城町において未整備である法人後見と併せて、担い手確保のしくみづくりに引き続き取り組んでいくことが必要となります。

2 基本理念

第1期計画の成果や整備をおこなった体制を継承しつつ、計画を深化していくことを目指し、「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を第2期玉城町成年後見制度利用促進基本計画の理念とします。

3 施策の体系（計画の基本方針とその取り組み）



第4章 施策の推進と具体的な取り組み

（基本方針1）権利擁護支援に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

1 町民に対する普及啓発の強化

権利擁護支援に対する関心を高め、制度の理解促進を図るため、様々な啓発媒体等を活用し、より効果的な広報活動を実施します。

	具体的な取り組み
継続	チラシ、パンフレット等で広報するほか、広報誌やホームページ、玉城ちゃんねる等を活用し、より効果的な広報に取り組みます。
充実	講演会や研修会の開催および地域での出前講座などに取り組みます。
新規	「エンディングノート等」を活用し、権利擁護支援を含めた「自分自身の備え」を当事者および家族と共に考える機会づくりに取り組みます。

2 関係者に対する普及啓発の強化

相談機関へのパイプ役として活躍いただけるように高齢、障がいの福祉分野関係者への啓発に取り組みます。また、地域関係者による日常的な見守り等との連携・情報共有を行い、制度を必要とする方の早期発見・早期支援につなげていきます。

	具体的な取り組み
継続	民生委員児童委員、認知症サポーターさくら（チームオレンジ）などの戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援に取り組みます。
充実	高齢、障がい福祉の関係者へ啓発をおこない、周囲の支援者がアンテナを張る環境づくりに取り組みます。

3 権利擁護支援および意思決定支援への理解向上

町職員や関係機関等が、制度や理念に対する理解を深めるため、制度の基礎や実務的な研修等を実施しスキルアップを図っていきます。

	具体的な取り組み
充実	高齢、障がい福祉の分野において既に行われている会議体（地域ケア会議、地域自立支援協議会、サービス担当者会議、個別支援会議等）を有効活用し、本人を成年後見人等及び関係者のチームで支える体制を整え、本人の意思や身上保護を重視した支援に取り組みます。
新規	町職員を対象とした研修会を実施し、制度の理解促進やスキルアップに取り組みます。

（基本方針２）必要な人が制度につながり、総合的な権利擁護支援が充実する仕組みづくり

１ 地域連携ネットワークづくりの推進と中核機関の機能強化 重点項目

成年後見制度の利用促進に向けた中核機関として設置された地域共生室を中心とし、総合的な権利擁護支援体制の強化を目指します。また判断能力が不十分な方を把握し早期に相談対応し、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるため、医療、福祉、司法、金融機関及び行政関係団体を中心としたネットワークの更なる充実を目指します。

	具体的な取り組み
継続	行政等職員では扱いが難しい専門的知見が必要な相談に対応するため、専門職団体の協力のもと、専門職による相談窓口を定期的に開設します。
充実	地域共生室において、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の強化を図ります。
充実	医療、福祉、司法、金融機関及び行政関係団体等が連携し、情報や知識を提供・共有できるネットワーク構築を推進します。
新規	成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて、新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の仕組みづくりを検討します。

２ 成年後見制度利用支援事業（申立て支援）の円滑な実施

資産や親族状況に関わらず支援の必要な方を制度利用につなげるために、関係機関が適切な情報連携を行い、円滑な申立て支援（町長申立て含む）に取り組めます。

	具体的な取り組み
継続	コアメンバー会議による司法・福祉専門職の助言を基に、客観的かつスムーズな申立て支援（町長申立てを含む）に取り組めます。

３ 日常生活自立支援事業の充実と成年後見制度への移行支援

町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の充実と共に、利用者の判断能力が著しく低下した場合に、成年後見制度へ円滑に移行されるよう取り組めます。

	具体的な取り組み
充実	日常生活自立支援事業支援員の養成など事業の充実に取り組めます。また本人にふさわしい援助が行われるよう、関係機関で連携を図り、成年後見制度利用に円滑に移行されるよう取り組めます。

（基本方針３）担い手支援を通じて、安心して制度が利用される地域支援づくり

１ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の円滑な運用

申立費用や後見人等への報酬の助成制度の充実を図り、成年後見制度利用における経済的な不安等を解消します。

	具体的な取り組み
継続	申立費用・報酬助成制度の充実を図ります。

２ 親族後見人・任意後見受任者等担い手へのサポート支援

親族や友人等が後見受任者となっている場合に一人で悩まないように相談が行える環境づくりに取り組みます。また専門職後見人も含めて、後見人等が選任された後も必要に応じて連携するなど、後見人等が活動しやすい環境を目指します。

	具体的な取り組み
継続	親族後見人等が相談や意見交換が行える集いの場（交流会、ワークショップ）を開催し、状況把握に取り組みます。
継続	中核機関にて後見人等からの日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所から助言を受けてサポートを実施します。
継続	本人支援において、複数の関係者が関わるチーム支援体制を作ることにより、不正や横領などの未然防止や早期発見に取り組みます。また家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、制度利用に対して安心してもらえるように取り組みます。

３ 担い手確保の仕組みづくり（法人後見及び市民後見人等）

重点項目

法人後見や市民後見人について、町社会福祉協議会による実施検討に加えて、三重県圏域や近隣市町と広域での連携や専門職団体、ＮＰＯ等の新たな担い手発掘など検討を重ね、実施に向けて取り組んでいきます。

	具体的な取り組み
充実	法人後見の担い手を目指す団体に対して、情報提供および必要に応じた立ち上げのサポートに取り組みます。
充実	市民後見人養成について養成講座、研修実施に向けて、専門機関の協力も得て取り組みます。権利擁護支援に携わる市民をサポートし、地域全体で支え合う仕組みづくりに取り組みます。

《具体的な取り組みについての語句説明》

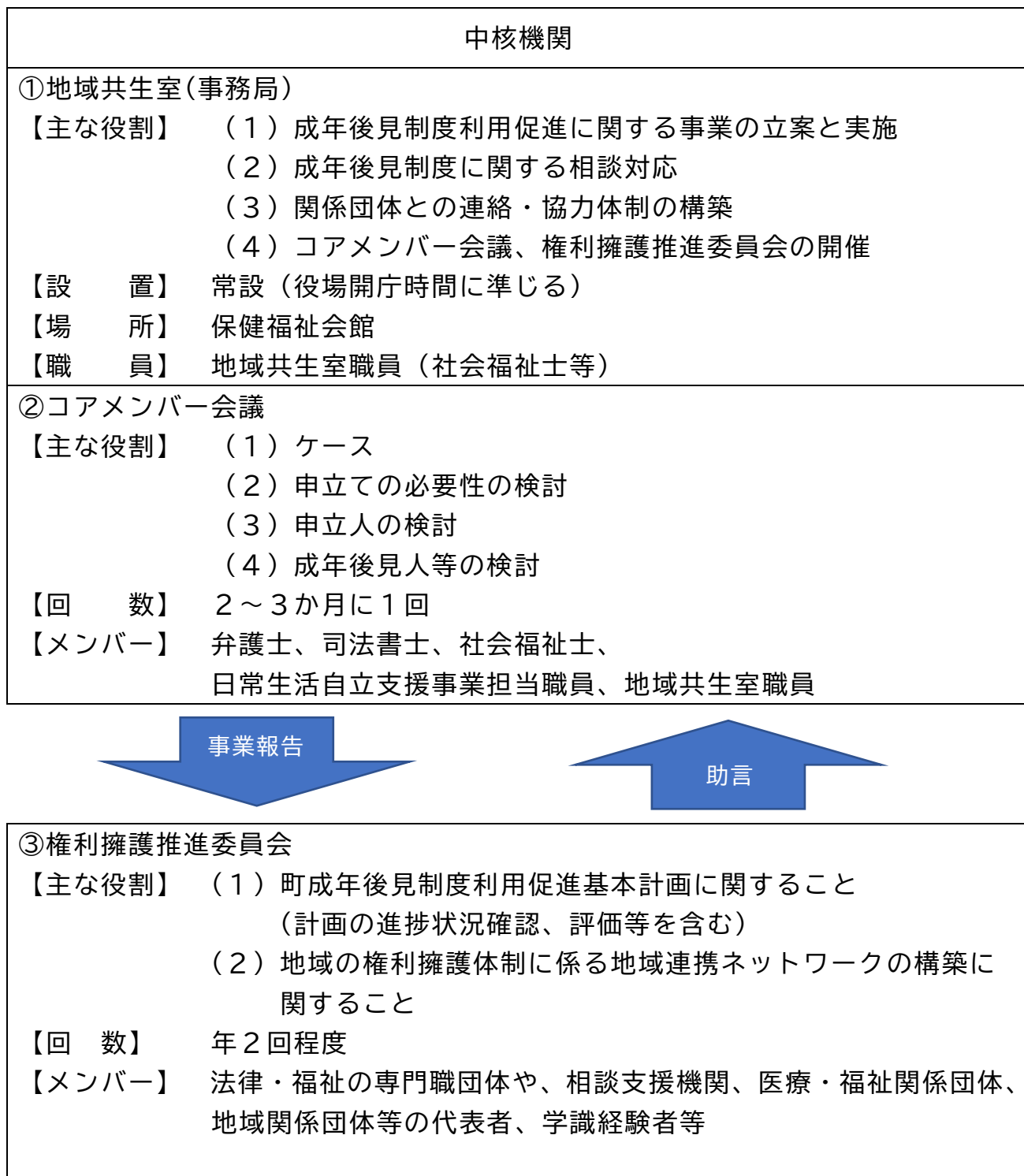
継続…第１期計画の取り組みを引き続き実施します。

充実…第１期計画の取り組みを継続する中で、より重点的に実施します。

新規…第２期計画において、新たに取り組みます。

《中核機関の運営体制》

町における中核機関は、「①地域共生室（事務局）」「②コアメンバー会議」で構成します。また、「③権利擁護推進委員会」において、運営状況の報告や関係団体からの事業に対する助言・課題等の収集など、効果的な運営に取り組んでいきます。

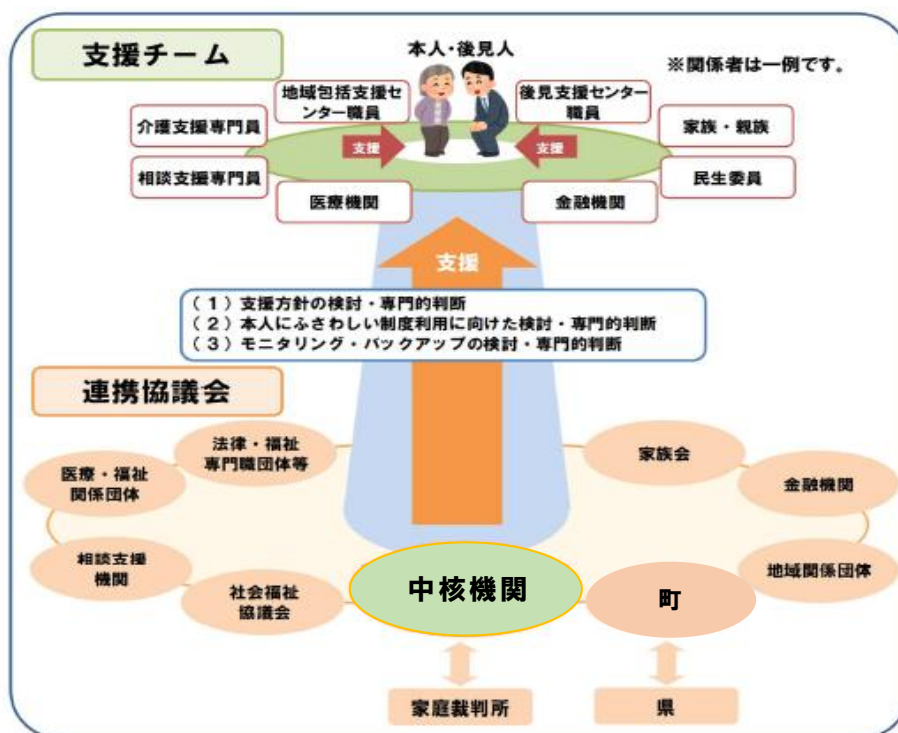


≪ 地域連携ネットワークの構築 ≫

- (1) 権利擁護支援の必要な方の把握・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

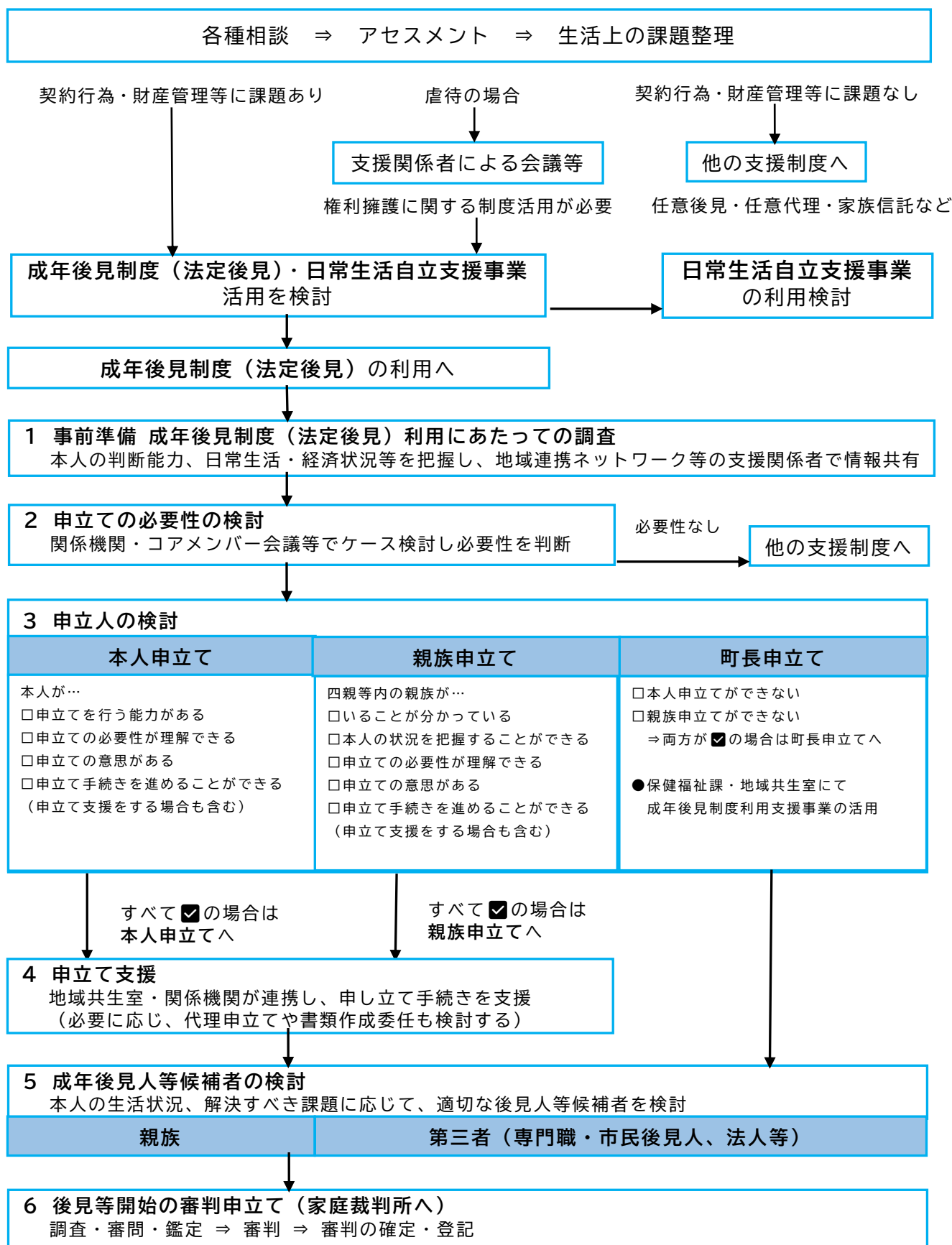
(1) 権利擁護推進委員会
法律・福祉の専門職団体や、相談支援機関、医療・福祉関係団体、地域関係団体等の代表者で組織し、各団体の成年後見制度にかかわる取り組みや課題などの報告を行い、関係機関の連携と情報共有を推進します。
(2) 中核機関
広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担い、権利擁護推進委員会の事務局として関係団体のコーディネート等を行います。
(3) 支援チームとの協働
地域包括支援センターで行われる地域ケア個別会議や認知症初期集中支援チーム、介護支援専門員（ケアマネジャー）が開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるケース会議等を効果的に活用し、必要に応じて中核機関職員や成年後見人等も同席して、本人を支える関係者の役割を明確にし、法的な権限を持つ成年後見人等と関係者が協力して本人の意思を尊重した支援と、本人の状況の継続的な見守りを行います。

【地域連携ネットワークのイメージ】



（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室作成地域連携ネットワークをもとに作成）

《権利擁護支援および成年後見制度等活用についてのフローチャート》



資料編

コアメンバー会議

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(敬称略 順不同)

団体名	氏名
(有) WITH A WILL (総合アドバイザー)	市川 知律
三重弁護士会	村田 直樹
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート三重支部	濱田 憲治郎
(一社) 三重県社会福祉士会 ぱあとなあみえ	坂野 吉子
(社福) 玉城町社会福祉協議会 日常生活自立支援事業担当	村林 英夫

玉城町権利擁護推進委員会 (玉城町成年後見制度利用促進計画策定委員会)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(敬称略 順不同)

団体名	氏名	選出枠	備考
皇學館大学 現代日本社会学部	鵜沼 憲晴	学識経験者	委員長
たいしん堂医院	村田 大介	医療関係者	
松澤加重子司法書士事務所	松澤 加重子	法曹等関係者	副委員長
玉城町社会福祉協議会	西野 公啓	福祉に従事する者	
百五銀行 田丸支店	辻 孝久	金融機関関係者	
伊勢農業協同組合 玉城支店	溝口 公二	金融機関関係者	
玉城郵便局	大西 建也	金融機関関係者	
手をつなぐ親の会	神谷 年弘	家族の会	
認知症家族の会	谷口 恵津子	家族の会	
玉城町障がい者福祉会	已継 宣男	当事者	
玉城町民生委員児童委員協議会	岩崎 正	その他	R3.4.1～R7.11.30
	福本 功		R7.12.1～
玉城町人権擁護委員	前川 嘉宏	その他	
介護相談センターコレカラ	牛谷 能人	福祉に従事する者	

【策定経過】

実施時期	実施内容
令和 5 年 10 月	玉城町内金融機関へのヒアリング調査
令和 5 年 12 月	玉城町内居宅介護支援事業所および相談支援事業所へ「権利擁護支援にかかるアンケート調査」
令和 6 年 3 月 21 日	令和 5 年度第 2 回権利擁護推進委員会 第 1 期計画の中間評価
令和 7 年 6 月 20 日	令和 7 年度 第 1 回コアメンバー会議 第 1 期計画の評価
令和 7 年 8 月 6 日	令和 7 年度 第 1 回権利擁護推進委員会 第 1 期計画の評価 第 2 期玉城町成年後見制度利用促進基本計画骨子案について
令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年度 第 2 回コアメンバー会議 第 2 期玉城町成年後見制度利用促進基本計画案について
令和 7 年 11 月 27 日	令和 7 年度 第 2 回権利擁護推進委員会 第 2 期玉城町成年後見制度利用促進基本計画案について
令和 7 年 12 月 ~ 令和 8 年 1 月	パブリックコメント募集
令和 8 年 1 月	令和 7 年度 第 3 回コアメンバー会議 第 2 期玉城町成年後見制度利用促進基本計画案について
令和 8 年 2 月	令和 7 年度 第 3 回権利擁護推進委員会 第 2 期玉城町成年後見制度利用促進基本計画案について

○玉城町権利擁護推進委員会設置要綱

令和 2 年 9 月 25 日
告示第 106 号

（設置）

第 1 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定により玉城町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定し、すべての人の自己実現・自己決定を尊重した権利擁護を実現させるため、玉城町権利擁護推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（運営の委託）

第 2 条 委員会は、その運営について、適当であると認められる社会福祉法人に対し、その一部又は全部を委託することができる。

（所管事項）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域の権利擁護体制にかかるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他町長が必要であると認める事項に関すること。

（組織）

第 4 条 委員会は、次に掲げる属性を持つ委員等 15 人以内で組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉に従事する者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 当事者又は家族の会に所属する者
- (7) 前 6 号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償費）

第 8 条 委員会の出席者には、報償費を支給する。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、保健福祉課が行う。

2 委員会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

第2期玉城町成年後見制度利用促進基本計画

発行年月：令和8年3月

発行：三重県玉城町

編集：玉城町保健福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

電話：0596-58-8203 FAX:0596-58-4494

地域共生室

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田 4876 番地 1

玉城町保健福祉会館 内

電話：0596-58-7373 FAX：0596-58-8688